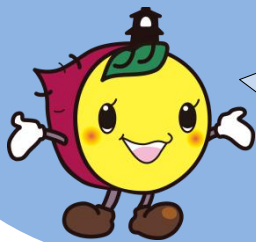


障がいがある人も生き生きと暮らせるように

障がい者（児）支援活動



障がいがある人もない人も生き生きと暮らせる社会になる。これは、とても大切なことだね。障がいがある人も、皆と同じように自立したい、勉強したい、就労したいと思っている人がたくさんいるんだ。ここでは、そういった障がいがある人たちやその家族のために、支援活動をしている事例を紹介するよ。

事例 9

しゃかいさんかしえん ほうじん 社会参加支援(NPO法人ストロベリーハート)

■設立

知的障がい者（児）が自らの障がいにくじけることなく、自分の良さや可能性を信じて、自分らしく生きることの大切さに気づいてほしいと考え、平成18年に「NPO法人ストロベリーハート」を設立しました。



■活動内容

知的障がい者（児）で結成された音楽グループ「いちご」と「kaomic」のために、音楽活動の場を提供。専門的な指導者に依頼して演奏指導を行い、音楽を通じた知的障がい者（児）の社会参加を目指しています。

メンバーは、キーボードやマリリンバ等を使い、曲を練習。その成果を、年1回の主催コンサートや高齢者施設への訪問コンサート、各種団体・施設等からの依頼コンサートで披露します。



高齢者施設への訪問コンサート

「毎年演奏を楽しみにしてくれる方がいるんです」と代表の高橋さん。また「さまざまな面で引け目や負い目を感じ、自らの良さや可能性が最大限に発揮できないことが多い知的障がい者（児）にとって、大好きな音楽活動に熱心に取り組み、成果を披露することは、音楽技術だけでなく、自立に向けた人間力の向上にもつながっています」と話します。

同会では、この音楽活動を通して、多くの人に障がい者（児）と共に地域社会を築くことの大切さや価値を理解してほしいと考えています。

NPO 法人
ストロベリーハート

●代表者
たかはし ゆき
高橋 由紀

●連絡先
TEL: 290-8780
Fax: 同上

～こんなことも やってるよ!～

■理解啓発事業

多くの人に、知的障がい者（児）の可能性などを正しく理解してもらうため、ワークショップを実施（年1回）したり、会報誌を発行（年3回、各350部）したりしています。

■相談事業

知的障がい者（児）の保護者や関係者を対象に、障がい児の子育て・教育相談（毎週月・火・金曜日）、障がい児の親子のための楽器づくり教室（年3回）、講演会（年2回）を行っています。

事例 10

きょういく しゅうろう じりつ しえん 教育・就労・自立支援(NPO法人チューリップ元気の会)

■設立

公民館活動から始まった自助グループの親の会が母体となり、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症・アスペルガー症候群、軽度知的障害などの障がいを持つ子どもたちの居場所をつくりたいという思いで、平成12年、「チューリップ元気の会」設立。同17年4月からは、地域でのトータルサポートを目的に、NPO法人として活動を始めました。

■活動内容

障がいを持つ子どもたちが、一人ひとり適した教育を受け、就労・自立できるよう、次のような支援を行っています。

①チューリップ親の会

障がい者（児）を持つ親を対象に、毎月1回、高階市民センターで、親同士の交流・勉強会・情報交換などを行っています。

②サポートハウス「チューリップ元気の家」

同会事務所で、子育て相談や本・ビデオの貸し出しを行っています。また、次の③から⑥のような各年代を対象とした会を開催。同世代の知的障がい者（児）、親同士が交流することで、知的障がい者（児）の自立心の育成や親同士の情報交換の場となっています。

③チューリップ土曜クラブ&キッズクラブ（就学前～小学校6年生対象）



勉強会として講演会を開催

料理教室のようす



毎年行われている夏キャンプ

④チューリップティーンズ（中学生以上対象）

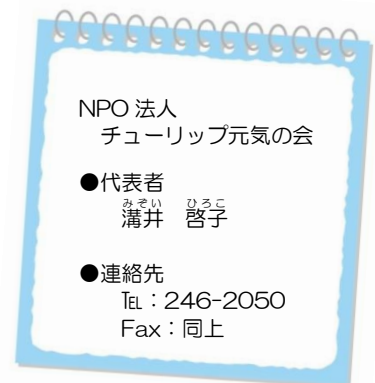
⑤チューリップおやじの会（知的障がい者（児）を持つ父親対象）

⑥チューリップOBの会（同会の卒業生で社会人になった人対象）

⑦発達障害相談室「チューリップ」

川越市の専門相談窓口として、毎週火曜日、みよしの授産学園で、発達障害を持つ児童（18才未満）とその保護者等を対象に相談を受け付けています。相談員が埼玉県発行の「サポート手帳」を有効に用いて、幼児期・学齢期から就労・自立へとつながるように一貫した支援を手伝います。

同会では、これからも周辺地域や関係団体との連携を大切にしながら、お互い困ったときには悩みや問題を皆で共有して受け止め、一緒に考えたり、アドバイスしたりしていきたいと考えています。



“福祉”について知ってみよう ⑤

◆NPO法人って、何？

正式には「特定非営利活動法人」というよ。何らかの社会的目的をもって組織された団体で、NPO法（特定非営利活動促進法）に基づいて法人格を与えられた、営利を目的としない団体のことをいうんだ。活動の分野は「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」「社会教育の推進を図る活動」「まちづくりの推進を図る活動」などの17種類に特定されているよ。法人格を持つことで、団体名で銀行口座を持てる・登記ができる、設立に都道府県又は内閣府の認証を受けていることから、社会的信用を得られるなどのメリットがあるんだ。

※NPO…Non Profit Organization の略語で、利益を目的としない組織のこと。

